



定年退職者の方

定年前後に知っておきたい手続き 配偶者手続き漏れに要注意

配偶者の手続き漏れがないか確認が必要

定年退職したご自身に変化がなかったり、ご自身だけの手続きが行われていたとしても、配偶者に変化があるときは、各種保険や年金制度の変更の手続きが必要となります。ここでは、一般的に分かりやすく「配偶者」のことを「妻」としてご紹介していますが、場合によっては役割が逆の場合もございますので、その場合は、逆として読み替えてご確認ください。

配偶者の年金や健康保険の変化

年金や健康保険の変化（配偶者から見た場合）

【年金・健康保険の変化①】

夫が会社を退職して無職になった場合（自営業含む）

「無職やパートの妻の場合」（パートで勤務している先の年金、健康保険に加入していない場合）

- ・年金：
国民年金の第3号被保険者 → 国民年金の第1号被保険者 → 60歳に達した時被保険資格を喪失
- ・健康保険：
夫が国民健康保険の被保険者 → 妻も同時に国民健康保険の被保険者となる

「会社員として勤務の妻」（勤務先の年金、健康保険に加入している場合）

- ・年金、健康保険：
変化なし（国民年金の第2号被保険者のまま）

【年金・健康保険の変化②】

無職の夫が再就職した場合

「無職やパートの妻の場合」（パートで勤務している先の年金、健康保険に加入していない場合）

・年金：

夫が65歳未満：

国民年金の第1号被保険者 → 国民年金の第3号被保険者 → 60歳に達した時に被保険資格を喪失

夫が65歳以上：

変化なし（第1号被保険者） → 60歳に達した時に被保険資格を喪失

・健康保険：

夫の扶養となる

「会社員として勤務の妻」（勤務先の年金、健康保険に加入している場合）

・年金、健康保険：

変化なし（国民年金の第2号被保険者のまま）

【年金・保険の変化③】

高齢期に会社員の夫と結婚または再婚した場合

「無職やパートの妻の場合」（パートで勤務している先の年金、健康保険に加入していない場合）

・年金：

夫が65歳未満 国民年金の第1号被保険者 → 国民年金の第3号被保険者 → 60歳に達した時に被保険資格を喪失

・健康保険：

夫の扶養となる

「会社員として勤務の妻」（勤務先の年金、健康保険に加入している場合）

・年金、健康保険：

変化なし（国民年金の第2号被保険者のまま）

【年金・健康保険の変化④】

高齢期に会社員の夫と離婚した場合

「無職やパートの妻の場合」（パートで勤務している先の年金、健康保険に加入していない場合）

・年金：

国民年金の第3号被保険者 → 国民年金の第1号被保険者 → 60歳に達した時に被保険資格を喪失

・健康保険：

扶養から外れて国保に加入

「会社員として勤務の妻」（勤務先の年金、健康保険に加入している場合）

- ・年金、健康保険：
変化なし（国民年金の第2号被保険者のまま）

【年金・健康保険の変化⑤】

高齢期に自営業の夫と結婚または再婚した場合

「無職やパートの妻の場合」（パートで勤務している先の年金、健康保険に加入していない場合）

- ・年金、健康保険：
変化なし（国民年金の第1号被保険者） → 60歳に達した時に被保険資格を喪失

「会社員として勤務の妻」（勤務先の年金、健康保険に加入している場合）

- ・年金、健康保険：
変化なし（国民年金の第2号被保険者のまま）

【年金・健康保険の変化⑥】

高齢期に自営業の夫と離婚した場合

「無職やパートの妻の場合」（パートで勤務している先の年金、健康保険に加入していない場合）

- ・年金、健康保険：
変化なし（国民年金の第1号被保険者） → 60歳に達した時に被保険資格を喪失

「会社員として勤務の妻」（勤務先の年金、健康保険に加入している場合）

- ・年金、健康保険：
変化なし（国民年金の第2号被保険者のまま）

定年退職者向け手続きガイド 関連リンク

以下の定年退職者へ向けた各ページより、再度お求めの情報をお探してください。

[定年退職者向けTOP >](#)

[定年前後の各種手続き 一覧 >](#)

[各種手続き 一覧 >](#)

[知っておきたい手続き 一覧 >](#)

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ
-医療費控除支援サービス-

新サービス登場！



年間
医療費

10万円以上

※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払っていませんか？

支払った医療費が10万円を超えていれば
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！

詳細はこちら